

一般社団法人これからの福祉と医療を実践する会

年 月 日

## 入会申込書 (法人会員)

本会は、定款により、事業所または個人単位で御入会いただきます

本事業所は「これからの福祉と医療を実践する会」の定款第5条により入会を申し込みます	
推薦人 (2名)	
事業所名	
代表者名	役職名 氏名 ⑧
住所	〒
電話番号・Fax番号	☎ ( ) Fax ( )
ホームページ	
Eメール	
通信文書送付先氏名	部署役職名 氏名

◎ 入会金・年会費振込口座 みずほ銀行 大塚支店 (店番193) 普通2173790  
一般社団法人これからの福祉と医療を実践する会  
(入会申込書送付先→Fax03-5834-1462)

### 一般社団法人 これからの福祉と医療を実践する会 定款 (抜粋)

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人これからの福祉と医療を実践する会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都北区中里1丁目10番2号に置く。

(目的)

第3条 当会は、これからの福祉と医療を実践する理論的研究と、その実践の方法論を研究し、もって人間の生命と健康を守る実践活動に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員及び会員以外に対する講演会などの研修事業
- (2) 会員及び会員以外に対する講師などの紹介事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当会の公告は、電子公告により行う。

#### 第2章 会員

(入会)

第5条 当会の目的に賛同し、入会した者を会員とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- 2 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。
- 3 会員は、次の2種類とし、それぞれ別に定める入会金と年会費を納入する。

法人・団体会員：各種研究会への参加人数に制限がない会員

個人会員：各種研究会への参加人数が1名の会員

- 4 会員はその種類を問わず、当会の運営においては対等の権利と義務を有する。

（経費等の負担）

第6条 会員は、当会の目的を達成するため、活動に参加する都度それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び年会費を、前年度末までに納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 前年度末から3か月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

（退会）

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとし、会員は入会金及び年会費の返還を求めない。

（除名）

第9条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

### 第3章 会員総会

（会員総会）

第11条 当会は、会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

- 2 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。
- 3 定時会員総会は、毎年2回開催する。
- 4 臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

### 一般社団法人 これからの福祉と医療を实践する会 会費に関する細則

定款第6条に定める入会金及び年会費は、次のとおりとする。

入会金	法人・団体会員	10,000.-
	個人会員	5,000.-
年会費	法人情報会員	60,000.-
	法人・団体会員	48,000.-
	個人会員	18,000.-

平成29年2月17日 総会にて制定

一般社団法人これからの福祉と医療を実践する会

年 月 日

## 入会申込書 (個人会員)

本会は、定款により、事業所または個人単位で御入会いただきます

私は「これからの福祉と医療を実践する会」の定款第5条により入会を申し込みます	
推薦人 (2名)	
事業所名	
個人 (会員) 名	役職名 氏名 ④
住所	〒
電話番号・Fax番号	☎ ( ) Fax ( )
ホームページ	
Eメール	

◎ 入会金・年会費振込口座 みずほ銀行 大塚支店 (店番193) 普通2173790  
一般社団法人これからの福祉と医療を実践する会  
(入会申込書送付先→Fax03-5834-1462)

### 一般社団法人 これからの福祉と医療を実践する会 定款 (抜粋)

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人これからの福祉と医療を実践する会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都北区中里1丁目10番2号に置く。

(目的)

第3条 当会は、これからの福祉と医療を実践する理論的研究と、その実践の方法論を研究し、もって人間の生命と健康を守る実践活動に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員及び会員以外に対する講演会などの研修事業
- (2) 会員及び会員以外に対する講師などの紹介事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当会の公告は、電子公告により行う。

#### 第2章 会員

(入会)

第5条 当会の目的に賛同し、入会した者を会員とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という) 上の社員とする。

2 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

3 会員は、次の2種類とし、それぞれ別に定める入会金と年会費を納入する。

法人・団体会員：各種研究会への参加人数に制限がない会員

個人会員：各種研究会への参加人数が1名の会員

4 会員はその種類を問わず、当会の運営においては対等の権利と義務を有する。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当会の目的を達成するため、活動に参加する都度それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び年会費を、前年度末までに納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 前年度末から3か月以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとし、会員は入会金及び年会費の返還を求めない。

(除名)

第9条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

### 第3章 会員総会

(会員総会)

第11条 当会は、会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

2 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

3 定時会員総会は、毎年2回開催する。

4 臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

### 一般社団法人 これからの福祉と医療を实践する会 会費に関する細則

定款第6条に定める入会金及び年会費は、次のとおりとする。

入会金	法人・団体会員	10,000.-
	個人会員	5,000.-
年会費	法人情報会員	60,000.-
	法人・団体会員	48,000.-
	個人会員	18,000.-

平成29年2月17日 総会にて制定